

【請求対象の遺言書欄】※請求対象の遺言書の保管番号等を記入してください（太線枠内を複写して証明書を作成する場合があるため、字画をはっきりと記入してください。）。

10

遺言者の氏名 姓
名
遺言者の出生の年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 年 月 日

(注)記入枠が足りない場合には、太線枠内の余白に記入してください。

遺言者の住所 〒 -
都道府県市区町村大字丁目
番地 番 号
建物名
遺言者の本籍 都道府県 市区町村
大字丁目
番地 番地

11

遺言者の国籍(国又は地域) コード 国名・地域名

(注)外国人の場合のみ記入してください。

12

遺言者の死亡年月日 令和 年 月 日

13

遺言書が保管されている遺言書保管所の名称 (地方)法務局 支局・出張所

14

保管されている遺言書の保管番号 (注)保管されている遺言書の保管番号を記入してください(複数ある場合は全て記入してください。)。2通以上ある場合には、備考欄に記入してください。
H - - -

15

請求通数 通

16

手数料の額 円

(注)手数料の額は、必要な通数分(1通につき800円)の額を記入してください。

【請求対象の遺言書欄】

関係遺言書保管通知の写しを添付した場合は、遺言者の最後の住所、本籍（外国籍の場合は、国籍）及び死亡年月日の記入を省略することができます。

⑩遺言者の氏名、出生年月日、住所及び本籍

遺言者の氏名、出生年月日、最後の住所及び本籍を公的証明書の記載どおりに正確に記入してください。

外国籍の場合は、請求書の記載は全て日本語によるものとして、ローマ字ではなく、カタカナ又は漢字で記入してください。また、本籍の記入は不要です。

⑪遺言者の国籍（国又は地域）

外国籍の場合は、国名コード表を参照し、該当する国名コードと国又は地域の名称を記入してください（日本国籍の場合は、記入不要です。）。

⑫遺言者の死亡年月日

遺言者の死亡年月日を記入してください。死亡年月日が推定の期間で特定されている場合は、その期間の最後にあたる日を記入してください。

⑬遺言書が保管されている遺言書保管所の名称

請求対象の遺言書が保管されている遺言書保管所の名称を記入してください。不明の場合は空欄のまま差し支えありません。

⑭請求対象の遺言書の保管番号

請求対象の遺言書の保管番号を全て記入してください。不明の場合は空欄のまま差し支えありません。

⑮請求通数

請求通数を記入してください。

⑯手数料の額

必要な通数分（1通につき800円）の手数料の額を記入してください。



6002

ページ数 2 / 3

手数料納付用紙

名古屋（地方）法務局 支局・出張所 御中

⑰

(申請人・請求人の表示)

住所 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

名古屋合同庁舎第1号館1階

※遺言太郎の最後の住所

氏名又は名称 亡遺言太郎相続財産

⑱

(法定代理人の表示)

住所 ※選任審判書又は相続財産清算人証明書に

記載された住所

氏名 亡遺言太郎相続財産清算人●●●●

(その他)

納付金額 円

⑳

年 月 日

担 当

㉑

印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

⑰遺言書保管所の名称

請求書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。

⑱申請人・請求人の表示

住所：遺言者（亡▲▲▲▲）の最後の住所を記入してください。

氏名：亡▲▲▲▲相続財産

⑲法定代理人の表示

住所：審判書等に記載された住所を記入してください。

氏名：亡▲▲▲▲相続財産清算人 ●●●●

㉑納付金額

必要な通数分（1通につき800円）の手数料の額を記入してください。

㉒印紙貼付欄

必要な収入印紙を貼ってください。

なお、貼付した収入印紙には割印をしないでください。

《交付請求に必要な書類》

- 1 家庭裁判所発行の相続財産清算人の選任審判書又は相続財産清算人証明書（作成後3か月以内のもの）
- 2 遺言者の除籍謄本及び住民票の除票の写し
なお、上記1の書類に、
①相続人不存在であること
②死亡者の死亡年月日
③死亡者の最後の住所
が記載されている場合には、添付は不要です。

《本人確認書類》

- 1 相続財産清算人に対し窓口で交付する場合
マイナンバーカードや運転免許証など、官公署から発行された顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。
なお、相続財産清算人に選任された弁護士等が法定代理人として請求する場合、審判書等に記載された住所が事務所の所在であるときは、弁護士会等が作成した事務所の所在と個人の住所が併記された証明書又は弁護士会等発行の顔写真付きの身分証の写しの添付が必要です。
- 2 審判書等に記載された住所（事務所）に送付する場合
本人確認書類の提示は不要です。

《添付書類の原本還付》

添付書類の原本の返却を希望する場合は、書類の写しに原本と相違ない旨の記載及び記名をしたものを提出してください。

【記載例】

これは原本と相違ない ●●●●（相続財産清算人の氏名）